



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 54(4), 209-212
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15237">https://hdl.handle.net/2115/15237</a>
Type	other
File Information	54(4)_p209-212.pdf



## 北海道大学法学会記事

○二〇〇三年五月八日(木)午後一時半より

「リスク対応という観点からみた環境法制度」

報告者 山下竜 一

出席者 二〇名

本報告は以下の通りである。新自由主義、科学技術への信頼喪失、行政執行の欠陥、リスク社会といった考えの影響により、環境法では環境保護のための国家の積極的介入という考えが所与の前提ではなくなりつつある。そこで、リスク対応という視点から現行の環境法制度をみて、国家、事業者、国民といった各主体が環境保護のためにいかなる役割を果たさなければなら

ないかという問題を改めて検討する。まず、高レベル放射性廃

棄物法、化審法、PRTR法を比較すると、リスクが高い物質ほど国家が強く介入し、一方、リスクが低い物質については市民への情報公開や事業者による自主管理で対応する傾向があることが明らかになる。次に、リスクの低い物質を含めて事業者が有する有害物質の情報公開を促進するPRTR法に関しては、この法律により事業者、国、市民間のリスクコミュニケーションがすすみ、それによってリスクに適切に対応できるという考えが主張されている。確かに、リスクコミュニケーションは、市民の生命・健康に大きな影響を与える環境汚染についてしか対応しない従来の主観的権利保護制度の限界を乗り越えて市民による「規制」や市民参加を促進する点や複数の有害物質が複数の経路を通じて市民の生命・健康に影響を及ぼしている状況に包括的に対応できる可能性がある。一方、PRTR法によりリスクコミュニケーションがどこまで現実化するか、リスクコミュニケーションの進展にともない主観的権利保護の範囲が拡大する可能性はあるか、包括的なリスク対応するには個別の規制法やPRTR法だけでなく包括的なリスク規制法が必要になるのではないかといった問題を検討する必要がある。

本報告に対し、現代社会においてリスクの意味が変化しつつあるのではないかといった意見やPRTR法はさしあたり、それ

まで隣の工場でどのような有害物質を扱っているか何も知らなかった住民に情報を提供する機能を果たしているといった意見が出された。また、リスク対応のためにどのような新しい社会モデルを考えているのか、地域と国家、地域的つながりがあると所となない所でリスクコミュニケーションの意味が異なるのではないか、リスク対応と予防原則はどう関係するかといった質問が出された。当日はこれらの質問に十分な回答を行うことができなかったため、今後の研究の中で考えていきたい。

〇二〇〇三年六月七日(土) 午前一〇時より

共通テーマ「人間の尊厳」と身体・生命の倫理的法的位置づけー先端生命科学・技術の提起する諸問題を中心として…その1 (総論的学際的検討)

「人間の尊厳論の多義性ー憲法学の見地から」

報告者 青柳 幸一

(横浜国立大学教授)

「人体・ヒト組織・ヒト由来物質の利用と刑事規制」

報告者 甲斐 克則

(広島大学教授)

「研究ノート…(民事法的観点からみた)人間の身体・生命と

先端生命科学・技術ー「身体的人格法」理論体系の構築にむけての序論的検討」

報告者 東海林 邦彦

「人間の尊厳と身体・生命の倫理的法的位置づけー国際人権法の視点から」

報告者 位田 隆一

出席者 (京都大学教授) 三〇名

本研究会は、「人体組織の利用等をめぐる倫理的法的問題にかんする生命倫理基本法・提言」研究プロジェクト(略称「人倫研プロジェクト」)(研究代表…東海林 邦彦)(平成一四一五年度 文部科学省・科学研究費補助金(基盤研究)、課題番号・14202005)・主催、学術創生プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」(研究代表 東京大学・大学院法学政治学 研究科・教授 樋口範雄)・共催のもとで、開催されたものである。

青柳報告では、いくつかの国の憲法や国際的な宣言・規約等における「人間の尊厳」条項中、とくに、ドイツ基本法中のそれをとりあげ、その解釈・位置づけをめぐる、それが、「理性的自律的主体たる「人格」の尊厳を、他の価値との比較考量

を一切許さないという意味で絶対的に保障するところの根本規範である」という程度の、高度に抽象的な次元におけるコンセンサスは存するものの、具体的内容に関するコンセンサスは不在であって、その定義にかんしても、その違反となる場合の例示をもって定義に代える体の消極的な定義に終わっており、とくにカントの定言命令の「人間の尊厳」条項解釈をめぐる判例におけるパラフレーズともいふべき「客体定式」も、その恣意的使用の危険性、原理主義化、インフレ化等の問題性をかかえている、とされる。翻って、表題の生命倫理的問題との関連では、「クローニングによって子供を産む権利は基本的権利といえるか」、「治療目的でのクローニングは規制可能か」等の論点をめぐるアメリカ・憲法解釈上の判例・学説の主要な展開に関する紹介がなされた。全体として、精緻で実証的な比較法的検討ということができるが、「日本国憲法のもとでの論議ではどうなのか」についての紹介・検討がなされなかったのは残念であった。

甲斐報告では、「個人の尊重」と「人間の尊厳」は重なる部分と重ならない部分がある」とのホセ・ヨンパルト教授の指摘を受けて、「個人の尊重」の具体的現れである自己決定は最大限尊重されるべきであるとしても、より上位の「人間の尊厳」

原理こそが、普遍的人間存在の根本規範であるべきである」との原則的立場に立って、身体ないし生命の処分権をめぐる現行法の扱いにつき、その内在的制約原理の立場から批判的に考察し、さらに、身体の一部および死体の法的地位、とくにヒト組織・ヒト由来物質の利用に対する刑事規制の基本的方向につき、人間の尊厳原理の延長線上で論じるべきである、とする。最後にメヂカル・デュウプロセスの法理を、人間の尊厳原理とならぶ、制約原理として、具体化すべきことを提唱する。

東海林報告は、(身体組織の利用等の研究ないし臨床の現場での現実的状況が提起する倫理的法的問題点とそれにたいする従来の個別的規制の問題点を踏まえて)とくにその総括的検討対象として、「ヒト・モノ・所有」というトリコトノミーをとりあげ、それが人体利用等を法的に扱う判断枠組みとしては事態適合的ではないことを指摘し、それに代えて、「身体的人格法」の理論体系が新たに構築されるべきことを、提唱した。

位田報告では、まず生命科学の発展が国際法規範にあたえるであろう影響は、従来の科学技術の発展の場合のそれとは異なり、人が法の主体であると同時に客体でもある、という形であらわれ、より直接的に人間の尊厳や人権に関わる重大性をもつとされた上で、国際法上の「人間の尊厳」の意義を、各種国際

法関連ドキュメントに即して明らかにし、生命倫理関連問題にかんする最近のユウロッパないしユネスコでの論議における、その深化を指摘し、我が国におけるその論議の展開を、とくにクローン技術規制法を例にとつて分析し、最後に人間の尊厳をめぐる今後の検討課題を指摘した。

以上のような法学関係四分野からの報告をうけて、フロアーからは、法学および法学以外の専門領域、とくに倫理学・哲学、宗教学、生命科学、等の諸分野からの、質疑応答、コメント、意見交換等があり、近來になく充実した内容、高度のレベルのワークショップとなったように思われる。

なお、本研究会での報告・発言内容全体の速記録は近日中に主催者たる上記研究プロジェクトにより、小冊子としてまとめられ、関係者に配布の予定である。また、上記四報告は、加筆・修正の上、『北大法学論集』第五四卷六号に掲載予定である。

(文責 東海林邦彦)